# 坂田図書館 グループ学習室利用規則

2019 年 4 月 1 日

（利用時間）

第１条　グループ学習室の利用は、坂田図書館開館日のみとし、利用時間を以下のとおり定める。

（ア） 午前　９時～１２時４５分

（イ） 午後１３時～１６時４５分

（利用資格）

第２条　グループ学習室の利用資格は以下のとおりとする。

（ア） 学生３名以上のグループ。ただし、代表者は桶川市図書館利用登録者であること。また、小学生以下の児童による利用においては、保護者１名以上の同伴を伴うこと。

（イ） その他、図書館長（以下「館長」という）が適当と認めた者。

（利用目的）

第３条　グループ学習室は以下の目的に使用することができる。

（ア）図書館資料を用いた調査・研究

（イ）桶川市や図書館が行う行事、事業等

（ウ）その他、館長が適当と認めた目的

（利用時間）

第４条　グループ学習室の利用上限は１日１回、3 時間 45 分とする。

（利用手続）

第５条　利用申請は、利用希望日の ２ヶ月前から受付を開始し、利用希望日の前日まで受け付ける。

２　申込は、カウンターに備え付けの申込用紙に所定事項を記載して館長の許可を受けるものとする。

３　申込者は、予約済みの利用をキャンセルする場合は、利用希望日の前日までに、電話等により図書館に申し出ること。

４　館長は、利用開始時間を１０分以上経過して、利用されない場合は、予約を取り消すことができる。

（利用制限）

第６条　同一グループによるグループ学習室の利用は、週に１回までとする。

（利用報告）

第７条　利用者は、その日の利用が終了した際、所定の報告用紙に利用時間、及び利用内容等を記載し、カウンターに提出しなければならない。また、利用最終日には調査・研究の結果、得られた成果について報告しなければならない。

（利用開放）

第８条　館長は、利用予約が入っていない場合、一般学習利用希望者に対し、グループ学習室の利用を開放することができる。

２　この場合において、個人利用を可能とする。

３　館長は、一般学習利用の可否をサイン等により、明示するものとする。

（遵守事項）

第９条　利用者は、利用に際し、以下の事項を遵守しなければならない。

（ア）　騒音等により他の利用者に迷惑をかけないこと。

（イ）　グループ室内での飲食は行わないこと。ただし、蓋付容器による飲料水の持ち込みと水分補給はこれを認める。

（ウ）　利用終了時刻までに、室内をすべて現状に復し、消灯し、退室すること。

（その他）

第１０条　その他利用について必要な事項は、館長が定める。

（附則）

この規則は、２０１９年４月１日より施行する。